

一、從業員ニ關スル一切ノ条件ハ組合側ト協議上決定シ差別待遇ヲセザルコト、  
二、食堂洗面所即時設置セシメタキコト、  
三、健康保険料金ハ會社側百分三ノ負担ヲ度キコト、  
四、退職手當ヲ左ノ通り支給セシメタキコト、  
一ヶ年以上ニテ年々デハ十日分ニテ一年以上ハ一月ヲ増ス毎一日分ヲ増スコト、  
五、定期昇給ヲ左ノ通り實施セシメタキコト、  
日給一円五十錢以下年二回一円五十錢以上二円五ヶ年一回最低五錢  
二回以上ハ本人ノ成績ト會社ノ状態ニ適宜實行セシメタキコト  
六、残業手當ヲ左ノ通り支給セシメタキコト  
残業一時間毎ニ五分五厘ヲ増シ徹夜ハ一人増トスルコト  
七、定期賞與ヲ左ノ通り支給セシメタキコト  
半期百五十日以上勤務者ニ対シ日給三日分以上  
他ハ本人ノ成績ニ依リ適宜ニ行ハシメタキコト  
八、公休日ノ出勤ノ際ハ五歩増ニシテ支給セシメタキコト  
九、黒羽君ヲ復職セシムルコト

別記

要求書

原文、係

一、從業員ニ關スル一切ノ条件ハ組合側ト協議上決定シ差別待遇ヲセザルコト、  
二、食堂洗面所即時設置セシメタキコト、  
三、健康保険料金ハ會社側百分三ノ負担ヲ度キコト、  
四、退職手當ヲ左ノ通り支給セシメタキコト、  
一ヶ年以上ニテ年々デハ十日分ニテ一年以上ハ一月ヲ増ス毎一日分ヲ増スコト、  
五、定期昇給ヲ左ノ通り實施セシメタキコト、  
日給一円五十錢以下年二回一円五十錢以上二円五ヶ年一回最低五錢  
二回以上ハ本人ノ成績ト會社ノ状態ニ適宜實行セシメタキコト  
六、残業手當ヲ左ノ通り支給セシメタキコト  
残業一時間毎ニ五分五厘ヲ増シ徹夜ハ一人増トスルコト  
七、定期賞與ヲ左ノ通り支給セシメタキコト  
半期百五十日以上勤務者ニ対シ日給三日分以上  
他ハ本人ノ成績ニ依リ適宜ニ行ハシメタキコト  
八、公休日ノ出勤ノ際ハ五歩増ニシテ支給セシメタキコト  
九、黒羽君ヲ復職セシムルコト

昭和二年